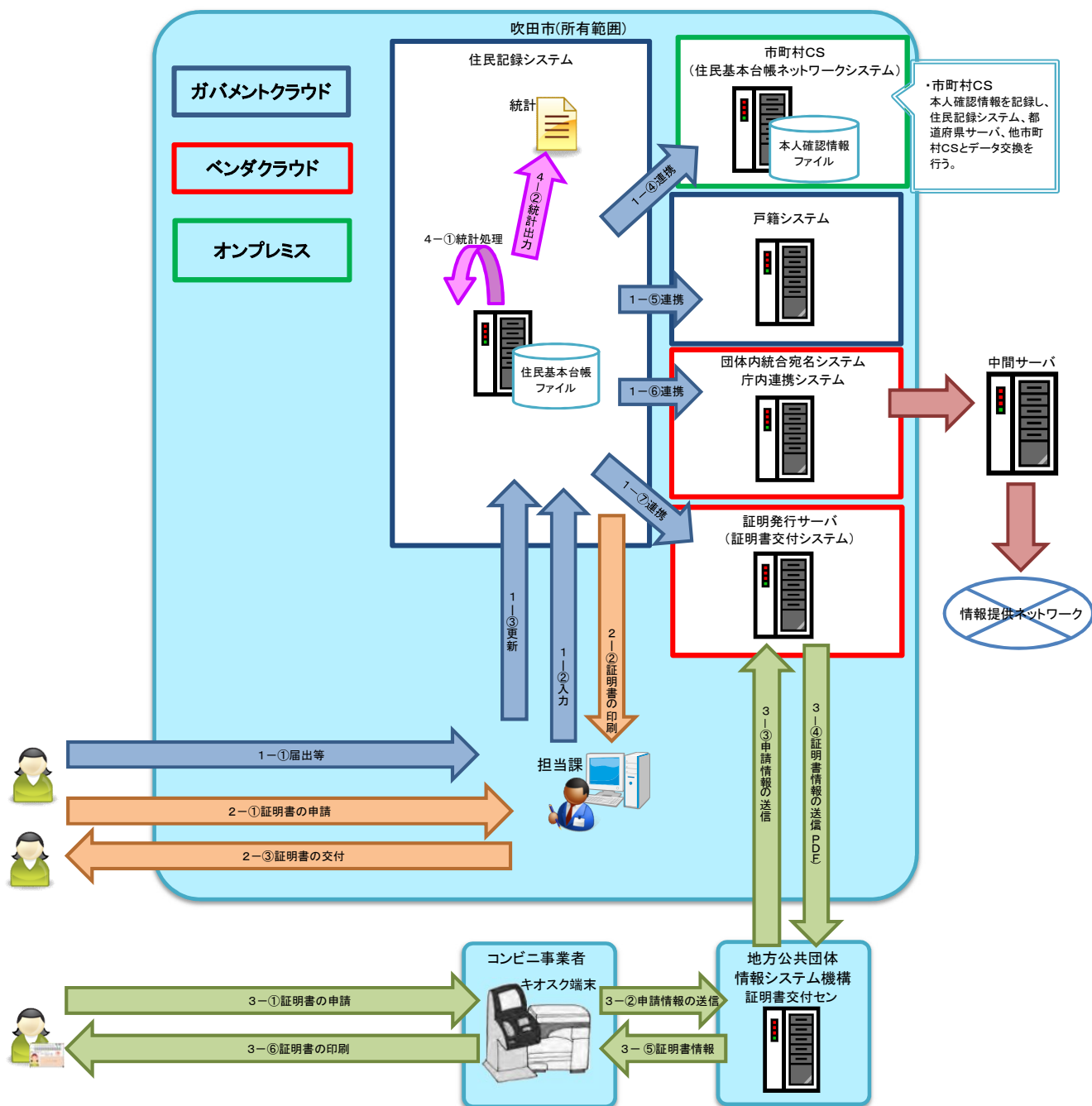


(別添1) 事務の内容

「1 住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容
(住民記録システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 住民基本台帳の記載に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-② 住民記録システム端末に異動情報の入力をする。
- 1-③ ②の情報を元に住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-④ 本人確認情報に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-⑤ 更新した住民基本台帳の情報を戸籍システムへ連携する。
- 1-⑥ 更新した住民基本台帳の情報を団体内統合宛名システム・庁内連携システムへ連携する。
- 1-⑦ 更新した住民基本台帳の情報を証明発行サーバへ連携する。

2 証明書の発行に関する事務

- 2-① 住民より住民票の写し等の証明書交付申請を受け付ける。
- 2-② 住民記録システム端末を操作し、該当証明書を作成、印刷する。
- 2-③ 住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

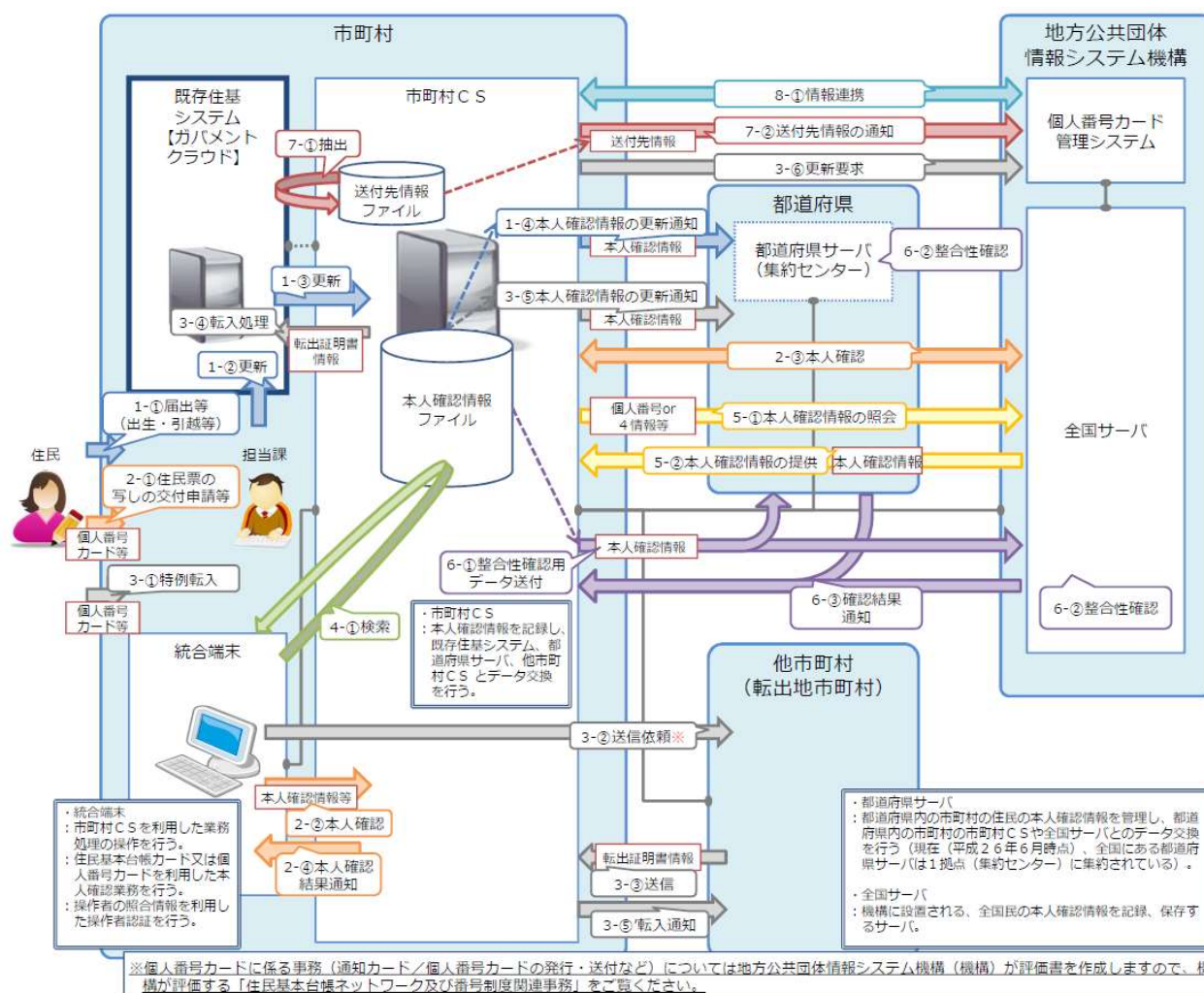
3 コンビニエンスストアにおける証明書発行

- 3-① 住民がキオスク端末を操作し、個人番号カードを利用して証明書を申請する。
- 3-② キオスク端末から証明書交付センターへ申請情報を送信する。
- 3-③ 証明書交付センターから住所地の証明発行サーバへ申請情報を送信する。
- 3-④ 証明発行サーバは、PDF形式の証明書データを証明書交付センターへ送信する。
- 3-⑤ 証明書交付センターは、偽造防止対策を施した証明書データをキオスク端末へ送信する。
- 3-⑥ キオスク端末が印刷した証明書を住民が受け取る。

4 住民基本台帳の統計作成

- 4-① 住民記録システムにおいて、各種統計作成の処理を実行する。
- 4-② 住民記録システムにおいて、各種統計情報を出力する。

「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容
(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2 本人確認に関する事務

- 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②、③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③ 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④ 住民記録システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7 送付先情報通知に関する事務

- 7-① 住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別添 2) 特定個人情報記録項目**1 住民基本台帳ファイル**

- (1) 宛名番号
- (2) 住民票コード
- (3) 個人番号
- (4) 世帯番号
- (5) 氏名情報
- (6) 生年月日
- (7) 性別
- (8) 続柄
- (9) 住民となった年月日
- (10) 住民となった届出年月日
- (11) 住民となった事由
- (12) 住民区分（日本人、外国人）
- (13) 世帯主情報
- (14) 現住所情報
- (15) 住所を定めた年月日
- (16) 住所を定めた届出年月日
- (17) 前住所情報
- (18) 転入元住所情報
- (19) 転出先住所情報
- (20) 本籍・筆頭者情報
- (21) 備考欄履歴情報
- (22) 事実上の世帯主情報
- (23) 消除情報
- (24) 外国人住民となった年月日（外国人住民のみ）
- (25) 国籍（外国人住民のみ）
- (26) 法 30 条 4 5 規定区分（外国人住民のみ）
- (27) 在留カード等の番号（外国人住民のみ）
- (28) 在留資格情報（外国人住民のみ）
- (29) 通称（外国人住民のみ）
- (30) 通称の記載と削除に関する事項（外国人住民のみ）
- (31) 個別記載情報
- (32) 転出予定者情報
- (33) 除票住民票情報
- (34) 証明書発行履歴情報
- (35) 異動履歴情報
- (36) 住基カード発行状況
- (37) 個人番号カード等情報
- (38) 在留カード等情報
- (39) 法務省通知履歴
- (40) 市町村通知履歴
- (41) 戸籍附票通知履歴
- (42) 処理停止情報
- (43) 印鑑登録情報
- (44) 印影情報
- (45) 印鑑登録異動履歴
- (46) 印鑑証明書発行履歴
- (47) 国民健康保険資格情報
- (48) 後期高齢者医療資格情報
- (49) 介護保険資格情報
- (50) 国民年金資格情報
- (51) 児童手当資格情報
- (52) 情報提供用個人識別番号
- (53) 団体内統合宛名番号
- (54) 情報提供等の記録
- (55) 通知カード管理簿情報

2 本人確認情報ファイル

- (1) 住民票コード
- (2) 漢字氏名
- (3) 外字数（氏名）
- (4) ふりがな氏名
- (5) 清音化かな氏名
- (6) 生年月日
- (7) 性別
- (8) 市町村コード
- (9) 大字・字コード
- (10) 郵便番号
- (11) 住所
- (12) 外字数（住所）
- (13) 個人番号
- (14) 住民となった日
- (15) 住所を定めた日
- (16) 届出の年月日
- (17) 市町村コード（転入前）
- (18) 転入前住所
- (19) 外字数（転入前住所）
- (20) 続柄
- (21) 異動事由
- (22) 異動年月日
- (23) 異動事由詳細
- (24) 旧住民票
- (25) 住民票コード使用年月日
- (26) 依頼管理番号
- (27) 操作者 I D
- (28) 操作端末 I D
- (29) 更新順番号
- (30) 異常時更新順番号
- (31) 更新禁止フラグ
- (32) 予定者フラグ
- (33) 排他フラグ
- (34) 外字フラグ
- (35) レコード状況フラグ
- (36) タイムスタンプ
- (37) 旧氏 漢字
- (38) 旧氏 外字数
- (39) 旧氏 ふりがな
- (40) 旧氏 外字変更連番

(別添 2) 特定個人情報記録項目

3 送付先情報ファイル

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 送付先管理番号 | (61) 外字パターン |
| (2) 送付先郵便番号 | (62) 旧氏 漢字 |
| (3) 送付先住所 漢字項目長 | (63) 旧氏 外字数 |
| (4) 送付先住所 漢字 | (64) 旧氏 ふりがな |
| (5) 送付先住所 漢字 外字数 | (65) 旧氏 外字変更連番 |
| (6) 送付先氏名 漢字項目 | (66) ローマ字 氏名 |
| (7) 送付先氏名 漢字 | (67) ローマ字 旧氏 |
| (8) 送付先氏名 漢字 外字数 | |
| (9) 市町村コード | |
| (10) 市町村名 項目長 | |
| (11) 市町村名 | |
| (12) 市町村郵便番号 | |
| (13) 市町村住所 項目長 | |
| (14) 市町村住所 | |
| (15) 市町村住所 外字数 | |
| (16) 市町村電話番号 | |
| (17) 交付場所名 項目長 | |
| (18) 交付場所名 | |
| (19) 交付場所名 外字数 | |
| (20) 交付場所郵便番号 | |
| (21) 交付場所住所 項目長 | |
| (22) 交付場所住所 | |
| (23) 交付場所住所 外字数 | |
| (24) 交付場所電話番号 | |
| (25) カード送付場所名 項目長 | |
| (26) カード送付場所名 | |
| (27) カード送付場所名 外字数 | |
| (28) カード送付場所郵便番号 | |
| (29) カード送付場所住所 項目長 | |
| (30) カード送付場所住所 | |
| (31) カード送付場所住所 外字数 | |
| (32) カード送付場所電話番号 | |
| (33) 対象となる人数 | |
| (34) 処理年月日 | |
| (35) 操作者 I D | |
| (36) 操作端末 I D | |
| (37) 印刷区分 | |
| (38) 住民票コード | |
| (39) 氏名 漢字項目長 | |
| (40) 氏名 漢字 | |
| (41) 氏名 漢字 外字数 | |
| (42) 氏名 かな項目長 | |
| (43) 氏名 かな | |
| (44) 郵便番号 | |
| (45) 住所 項目長 | |
| (46) 住所 | |
| (47) 住所 外字数 | |
| (48) 生年月日 | |
| (49) 性別 | |
| (50) 個人番号 | |
| (51) 第 3 0 条の 4 5 に規定する区分 | |
| (52) 在留期間の満了の日 | |
| (53) 代替文字変換結果 | |
| (54) 代替文字氏名 項目長 | |
| (55) 代替文字氏名 | |
| (56) 代替文字住所 項目長 | |
| (57) 代替文字住所 | |
| (58) 代替文字氏名位置情報 | |
| (59) 代替文字住所位置情報 | |
| (60) 外字フラグ | |

【別紙1】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表の特定個人番号利用事務に掲げる事務

項番	情報照会者	事務
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定よりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

【別紙1】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表の特定個人番号利用事務に掲げる事務

項番	情報照会者	事務
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げるものを含む)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

【別紙1】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表の特定個人番号利用事務に掲げる事務

項番	情報照会者	事務
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

【別紙2】 番号法別表第1に定める事務の所管部署等(特定個人情報の移転関係分)

項番	事務	所管部署
8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育幼稚園室 こども発達支援センター 障がい福祉室 (各地域保健福祉センター)
9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て給付課
10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域保健課
11	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室
12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室 (各地域保健福祉センター)
14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室
15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活福祉室
16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	資産税課、市民税課、 納税課、債権管理課
30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険課
34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室 (各地域保健福祉センター)
37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て給付課
45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て給付課
46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室
47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室
49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	すこやか親子室
56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て給付課
59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険課
63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活福祉室
68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢福祉室

【別紙2】 番号法別表第1に定める事務の所管部署等(特定個人情報の移転関係分)

項番	事務	所管部署
76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域保健課
84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい福祉室 (各地域保健福祉センター)
94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子育て政策室 保育幼稚園室